

## 国保だより

令和6年度10月期分から  
3月期分までの保険料の納付書をお送りします。

※年間の保険料を納付済みの方や口座振替の方、年金から差し引きの方にはお送りしていません。

※10月期から3月期までの一括納付用納付書は同封しておりません。ご希望の方にはお送りいたしますので国保資格係へご連絡ください。

## ●令和6年度国民健康保険料は次のとおりです。 ※保険料は、「所得割額」と「均等割額」の合算です。

	所得割額	均等割額	最高限度額(年間)
基礎賦課額 (医療分)	世帯の加入者全員の算定基礎額 <sup>注1</sup> ×8.69%	49,100円 ×世帯の加入者数	一世帯あたり 65万円
後期高齢者支援金 等賦課額(支援金分)	世帯の加入者全員の算定基礎額 <sup>注1</sup> ×2.80%	16,500円 ×世帯の加入者数	一世帯あたり 24万円
<sup>注2</sup> 介護納付金賦課額 (介護分)	世帯の介護保険第2号被保険者全員の算定 基礎額 <sup>注1</sup> ×2.28%	16,500円 ×世帯の介護保険 第2号被保険者数	一世帯あたり 17万円

注1 算定基礎額とは、前年の総所得金額等(ただし、退職所得金額を除く)から基礎控除額43万円を控除した額です。(土地建物等の譲渡所得について特別控除がある場合は、控除後の金額を総所得金額等に合算します。また、雑損失の繰越控除は控除しません。)

注2 介護保険第2号被保険者(40歳以上64歳以下の方)には、介護納付金賦課額が加算されます。

問い合わせ 国保資格係 ☎3908-1131 (第一庁舎2階23番窓口)

## マイナンバーカードの保険証利用について

## ●令和6年12月2日(月)からは新たな健康保険証は発行されません

マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることにより、新たな保険証は発行されなくなります。医療機関等の受診の際は、マイナ保険証をご利用ください。

## ●令和6年12月2日以降の有効期限の保険証をお持ちの方

マイナ保険証の有無にかかわらず、保険証の有効期限までお使いいただけます。

なお、転職等で保険者が変わった場合や、12月2日以降に転居等で保険証の券面の情報が変わった場合、紙の保険証は使えなくなります。

## ●マイナ保険証を未保有の方には資格確認書を交付します

令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない方には、国保の加入手続きを行っていただいた際に、健康保険証の代わりとなる「資格確認書」を交付する予定です。

また、マイナ保険証をお持ちの方でも、紛失・更新中等で利用ができないときは、国保資格係に交付申請をすることで、資格確認書を交付する予定です。

詳細が決まり次第、北区ホームページ等でお知らせします。



詳しくはこちら

問い合わせ 国保資格係 ☎3908-1131 (第一庁舎2階23番窓口)

## 北区の国保をやめた方は、必ず保険証をお返してください

北区の国民健康保険をやめた日から、北区の保険証は使えません。受診中の医療機関等がある場合は、必ず新しい保険証を提示してください。

北区の国民健康保険をやめた後に北区の保険証を使用したときは、北区が負担した医療費を返していただくこととなりますのでご注意ください。

**問い合わせ** 国保給付係 ☎3908-1132（第一庁舎2階22番窓口）

## 保険料の納付には、便利な口座振替(自動払込)をご利用ください

### <スマートフォン・パソコンによる申込>

令和6年10月より、スマートフォン、パソコンから、いつでもインターネットを利用して口座振替を申込みできるようになりました。依頼書を書いたり、窓口に行くことなく簡単にお手続きすることができ、原則その翌月末から口座振替開始可能です。

令和6年10月1日～12月27日まで、**新規で口座振替をご登録された方を対象としたキャンペーンを行っています。**ぜひこの機会に便利な口座振替をお申込みください。

申込方法及びキャンペーンの詳細は北区ホームページをご覧ください。



詳しくはこちら

### <口座振替依頼書による申込>

●**受付場所**：対象金融機関窓口または北区役所（第一庁舎2階23・24番窓口）

●**受付方法**：持参または郵送（混雑緩和のため、郵送でのお手続きにご協力ください。）

・口座振替の開始までには、**申込後1～2か月かかります。**

・口座振替依頼書をご希望の方は北区ホームページからお取り寄せいただくか、国保資格係までご連絡をお願いします。

### <ペイジー口座振替受付サービスによる申込> ※申込は口座名義人ご本人に限ります。

キャッシュカードと保険証を区役所にお持ちいただくだけで簡単に口座振替の手続きができます。

●**受付場所**：北区役所（第一庁舎2階23・24番窓口）

※サービス対象金融機関等については、北区ホームページでご確認ください。

### <口座振替の詳細>

●**振替日**：原則6月～翌年3月までの**毎月末日**（末日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）

・一括振替及び再振替は行っておりません。

・**口座名義人は世帯主でなくても構いません。**ただし、1世帯1口座のみとなります。

※詳しくは北区ホームページをご覧ください。

### <口座振替済のお知らせ>

1年間の振替金額を、12月下旬発送の「口座振替済のお知らせ」はがきにて通知します。年末調整や確定申告の際の参考資料としてご利用ください。なお、納付書またはキャッシュレス決済、年金からの差し引きで納付していただいた金額は記載されません。

**問い合わせ** 国保資格係 口座・還付担当 ☎3908-1137（第一庁舎2階23番窓口）

## 国民健康保険料は所得控除の対象になります

年末調整や確定申告の際、令和6年中に**実際に支払った保険料の額**を、他の社会保険料控除額に合算して記入してください。**納付証明の添付は、必要ありません。**

なお、支払った金額がわからない方はお問い合わせください。

**問い合わせ** 国保保険料係 ☎3908-1159（第一庁舎2階24番窓口）

## 納付のご相談はお早めに

国民健康保険料を滞納されると、国民健康保険事業の運営に重大な支障をきたします。必ず納期限内での納付をお願いいたします。期限内に納付が困難な方は、早めにご相談ください。

- 休日納付相談（日曜日開設）※収支のわかる資料をご用意ください

<日時> **10月27日、12月1日、12月8日、7年2月23日、7年3月9日**  
**午前9時から午後4時**  
<場所> 国保保険料係（第一庁舎2階25番窓口）  
※電話による相談も可能です。

- 滞納すると…「被保険者資格証明書（資格証明書）」の交付や、滞納処分（預貯金等の差押処分）を行います。

## 北区納付案内センター

北区が委託した民間事業者が、電話や訪問による納付の確認やご案内をしています（平日夜間・土日を含む）。また、携帯電話やスマートフォンのSMS（ショートメッセージサービス）を利用してお知らせを送信しています（発信元の番号：070-1838-7013）。お知らせを受信された方は、納付案内センターへお電話ください。（SMSへの返信はできません。）

**問い合わせ** 国保保険料係 ☎3908-1135（第一庁舎2階25番窓口）  
納付案内センター ☎3908-0324

## 交通事故や傷害事件にあったら

交通事故などの第三者行為によってけがをしたときは、原則として医療費は加害者が負担すべきものですが、届け出により国保で治療を受けることができます。国保を使って治療を受けたときは、窓口負担分を除いた医療費を国保が一時立替え、後日、被害者の方に代わって、国保（北区）が加害者に請求することになります。

国保の健全な財政運営のため、国保で治療を受けるときは必ず届け出をお願いします。

ただし、次の場合は国保は使えません。

- 加害者からすでに治療費を受け取ったり、示談を済ませたとき
- 業務中や通勤中の事故で労災保険が適用されるとき
- 酒酔い運転や無免許運転などによりけがをしたとき

**問い合わせ** 国保給付係 ☎3908-1132（第一庁舎2階22番窓口）

## 国保をやめるとき（届け出は14日以内に）

就職して勤務先等の健康保険に加入したとき、または、家族の健康保険に扶養認定されたときは、国民健康保険をやめる手続きが必要です。

- 電子申請での手続きが可能です。

勤務先の社会保険の保険証をご準備の上、北区役所HPまたは下記QRコードから、お手続きください。

電子申請のほか、窓口または郵送による手続きも受け付けております。ご希望の方は下記へお問い合わせいただくか、北区役所HPをご確認ください。

※届け出が遅れた場合、保険料の還付ができない場合がありますので、ご注意ください。



電子申請はこちら

**問い合わせ** 国保資格係 ☎3908-1131（第一庁舎2階23番窓口）

## 40歳～74歳の方へ 年に1回 特定健診を受けましょう

- 受診期限：令和7年1月31日（金）まで
- 費用：無料（※大腸がん検診同時受診は300円）  
受診の際に必要な「受診券」は5月中旬にお送りしています。お手元に見当たらない場合は再発行いたしますので、健診コールセンターまでご連絡ください。

**受診券の再発行** 健診コールセンター ☎3908-9034

**問い合わせ** 庶務係（特定健診担当） ☎3908-1193（第一庁舎2階27番窓口）

## ジェネリック医薬品差額通知を送付します

先発医薬品からジェネリック医薬品への切替えて、お薬代の自己負担額が軽減される方にお知らせをお送りします（対象者には10月下旬に発送予定です）。

- ジェネリック医薬品とは  
先発医薬品（新薬）の特許期間終了後に製造販売され新薬とほぼ同じ成分・効果をもつ医薬品です。品質や安全性を国が審査しています。新薬よりも開発費などのコストがかからず安価なため、お薬代の自己負担の軽減や北区の国保財政の負担が軽減されます。
- ジェネリック医薬品を希望するには  
医師・薬剤師にご相談ください。もしくは、ジェネリック医薬品カードを医療機関へ提示してください。  
※すべての先発医薬品に対しジェネリック医薬品があるわけではありません。  
※医師の判断によりジェネリック医薬品が処方されない場合があります。

**問い合わせ** 国保給付係 ☎3908-1132（第一庁舎2階22番窓口）

## 柔道整復師の正しいかかり方

接骨院・整骨院で保険を使って受けられる施術は、外傷性のけがの場合に限られます。  
単なる肩こりや腰痛、肉体疲労などに対する施術は保険の対象になりません。

### 国保が使える場合

○打撲 ○ねんざ ○挫傷（肉離れ等） ○骨折・脱臼（応急処置以外は医師の同意が必要です）

### 国保が使えない場合 <全額自己負担になります>

×日常生活からくる疲労や肩こり ×加齢による腰痛 ×スポーツなどによる肉体疲労など

### 《施術を受けるときの注意》

- ・負傷原因を正確に伝えてください。
- ・同一の負傷について、同じ時期に整形外科等の医師の治療を受けている場合、柔道整復師の施術は原則全額自己負担になります。
- ・施術が長期にわたる場合は、医師の判断を受けてください。
- ・「療養費支給申請書」は必ず内容を確認してから署名してください。
- ・領収書は必ずもらいましょう。

**問い合わせ** 国保給付係 ☎3908-1132（第一庁舎2階22番窓口）

## 75歳の誕生日当日から健康保険が変わります

75歳の誕生日当日から、自動的に「後期高齢者医療制度」に加入することになります。また、65歳～74歳で一定の障害があり、申請して認定された方も加入できます。国民健康保険の有効期限は75歳の誕生日の前日までとなり、新しい保険証（カードサイズ）「後期高齢者医療被保険者証」が簡易書留郵便で郵送されます。

なお、口座振替での納付をご希望の方は、改めて口座振替依頼書のご提出をお願いいたします。

**問い合わせ** 高齢医療係 ☎3908-9069（第一庁舎2階21番窓口）